

苫小牧市緑ヶ丘公園サッカー場条例
及び条例施行規則の一部改正（案）
について

苫小牧市総合政策部まちづくり推進室
スポーツ都市推進課

苫小牧市緑ヶ丘公園サッカー場条例及び条例施行規則の一部改正（案）

1 趣 旨

苫小牧市緑ヶ丘公園サッカー場の改修に伴い、新たに設置する夜間照明設備の使用料及び施設の使用時間を設定するため、苫小牧市緑ヶ丘公園サッカー場条例及び条例施行規則の一部改正を行うものです。

2 根拠法令

苫小牧市緑ヶ丘公園サッカー場条例第4条及び第11条

苫小牧市緑ヶ丘公園サッカー場条例施行規則第2条第2号

3 改正内容

苫小牧市緑ヶ丘公園サッカー場条例第4条の別表に定める使用料及び条例施行規則第2条第2号に定める施設の使用時間を次のとおり改正する予定です。

(1) 夜間照明設備使用料 1面1時間当り 1,200円

(2) 施設の使用時間

改正前	改正後
午前6時から午後6時（6月1日から8月31日までの期間にあっては午後7時）まで	午前6時から午後9時まで

4 適用日

令和2年3月中旬予定

5 他市町村の人工芝グラウンド夜間照明設備使用料

(1) 函館市（函館フットボールパーク）

1時間 2,200円

(2) 旭川市（東光スポーツ公園球技場）

1時間 1,840円（照度200ルクス）

1時間 910円（照度100ルクス）

(3) 伊達市（まなびの里サッカー場）

1時間 1,200円

(4) 洞爺湖町（ポロモイスタジアム）

1時間 1,000円